

### 活動結果報告書

令和3年4月12日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 一般社団法人北陸EM普及協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

食料、農業、環境などの諸問題の解決策として有用微生物群活用技術ほか、無公害な環境浄化技術の構築を行う。その恩恵を一人でも多くの人を受けられるよう、農業実施者を始め、環境浄化運動に取り組む方々に普及する。

また、当法人の活動を支援する方々の協力を得て、講習会、実習会及び優良事例の公表を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

(組織の事業内容は別紙のとおり)



## 目的

一般社団法人 北陸EM普及協会（以下、「当法人」という。）は、食糧、農業、環境などの諸問題の解決策として、有用微生物群活用技術ほか、無公害な環境浄化技術の構築を行う。その恩恵を一人でも多くの人が受けられるよう、農業実施者を始め、環境浄化運動に取り組む方々に普及する。

また、当法人の活動を支援する方々の協力を得て、講習会、実習会及び優良事例の公表を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

## 事業

当法人は社会貢献を目標に、次の事業を行う。

### 普及事業

- (1) 自然農法・有機農業の推進による健康増進と地域の環境保全
- (2) 悪臭軽減対策（畜産事業者・飲食店・生ゴミ処理場等）
- (3) 現地指導・各種研修会・講演会の開催
- (4) 水質浄化（プール・河川・公共下水・農業集落排水・グリストラップ等）
- (5) 蓄積された自然農法・有機農業及び環境浄化に関する情報の公開

### 研究事業

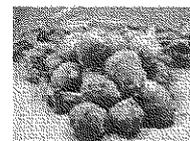
- (1) 自然農法・有機農業推進の為の有用微生物等を活用した応用技術
- (2) 水質浄化（プール・河川・公共下水・グリストラップ等）
- (3) 農作物や食品の品質評価（波動測定等）
- (4) 新商品の開発（環境浄化商品及び農業資材）

### 共益事業

- (1) 講習会、研修会をとおして会員相互の最新情報の共有をはかる
- (2) 会員の取組を整理し、情報誌を発行し、会員に活動状況の提供をはかる

### 収益事業

- (1) 有機JAS認定栽培農産物（北陸産コシヒカリ他）の販売
- (2) EM活用農産物等の販売
- (3) 環境浄化資材・有用微生物群及び関連商品等の販売
- (4) 農業資材等の販売
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業



有機JASマーク

## 会員募集

当法人の活動をご理解頂き安全で安心できる社会を目指し共に活動できる会員様を募集しています。

一般社団法人 北陸EM普及協会  
〒910-0021 福井県福井市乾徳4-2-16  
TEL:0776-27-6955 / FAX:0776-27-3658  
E-mail:[hokurikuemkaianm@hokuem.sakura.ne.jp](mailto:hokurikuemkaianm@hokuem.sakura.ne.jp)

【一般社団法人】北陸EM普及協会 ～ 普及事業

[EMマップ.htmlへのリンク](#)

# 活動結果報告書

令和3年5月10日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 日本赤十字社 福井県支部 会費

活動目的 \_\_\_\_\_

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

(組織の定款は別紙のとおり)

# 日本赤十字社定款

昭和27年10月31日

本達甲第3号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号
	平成16年7月8日本達甲第2号	平成28年6月22日本達甲第3号
	令和4年3月31日本達甲第4号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則 (第1条—第10条)
- 第2章 会員等 (第11条—第18条)
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与 (第19条—第21条)
- 第4章 役員及び理事会等 (第22条—第34条の2)
- 第5章 代議員及び代議員会 (第35条—第46条)
- 第6章 業務及びその執行 (第47条—第53条)
- 第7章 資産及び会計 (第54条—第60条)
- 第8章 支部 (第61条—第77条)

附則

## 第1章 総則

- 第1条** 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基いて設立された法人とする。
- 第2条** 本社は、日本赤十字社と称する。
- 第3条** 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。
- 第4条** 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。
- 第5条** 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。
- 第6条** 本社の標章は、白地赤十字とする。
- 第7条** 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。
- 第8条** 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。
- 第9条** この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。
- 第10条** 本社は、法律によるのでなければ解散しない。

## 第2章 会員等

- 第11条** 本社の会員及び協力会員を置く。
- (1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人
  - (2) 協力会員 会員以外の者であつて、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体
- 2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。
- 3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。
- 第12条** 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。
- 第13条** 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。
- 2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができる。
- 第14条** 会員は、何時でも脱退することができる。
- 2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。
    - (1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）
    - (2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。
    - (3) 除名
  - 3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会

員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

**第15条** 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

**第16条** 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

**第17条** 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功労のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

**第18条** 会員又はその他の者であって本社の業務について著しい功労のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

### **第3章** 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

**第19条** 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

**第20条** 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

**第21条** 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

### **第4章** 役員、理事会等

**第22条** 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

**第23条** 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務

を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

**第24条** 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であって会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

**第25条** 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

**第26条** 役員任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

**第27条** 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

**第28条** 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

**第29条** 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

**第30条** 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があった場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

**第31条** 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第32条** 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

**第33条** 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

**第33条の2** 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
  - (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
  - 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14人の中から理事会が指名する。
  - 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
  - 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができる。

**第34条** この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

**第34条の2** 多年社長の職にあつて、本社の事業について、著しい功勞のあつた者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

## 第5章 代議員及び代議員会

**第35条** 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

**第36条** 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

**第37条** 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算

- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

**第38条** 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第39条** 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

**第40条** 代議員は名誉職とする。

**第41条** 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

**第42条** 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合には、この限りでない。

**第43条** 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

**第44条** 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

**第45条** 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第46条** 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

## 第6章 業務及びその執行

**第47条** 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業

を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

**第48条** 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

(5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

(6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。

(7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。

(8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。

(9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

(10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。

(11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。

(12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

**第49条** 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

**第50条** 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

**第51条** 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

**第52条** 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

**第53条** 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

## 第7章 資産及び会計

**第54条** 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

**第55条** 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

**第56条** 本社の会計を分って一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

**第57条** 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

**第58条** 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

**第59条** 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

**第60条** 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

## 第8章 支部

**第61条** 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

**第62条** 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

**第63条** 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

**第64条** 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

**第65条** 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

**第66条** 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

**第67条** 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

**第68条** 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

**第69条** 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

**第70条** 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

**第71条** 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

**第72条** 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

**第73条** 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に関係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

**第74条** 各地区の区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

**第75条** 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

**第76条** 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

**第77条** この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

#### 附 則

1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」=昭和27年10月31日

2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員会、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。

3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。

4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。

5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。

6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

#### 附 則 [昭和38年6月20日本達甲第1号]

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

#### 附 則 [昭和39年5月28日本達甲第3号]

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和39年5月28日

#### 附 則 [昭和39年12月14日本達甲第5号]

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

**附 則**〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

**附 則**〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和43年3月21日

**附 則**〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和46年4月1日

**附 則**〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

**附 則**〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和49年11月7日

**附 則**〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和50年4月1日

**附 則**〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

**附 則**〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

**附 則**〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

**附 則**〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

- 1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」=昭和61年4月1日

- 2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

**附 則**〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

**附 則**〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

**附 則**〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**〔平成16年7月8日本達甲第2号〕

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**〔平成28年6月22日本達甲第3号〕

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日の前日に社員である者（社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達している者を除く。）は、この変更の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに変更後の第13条第1項又は第2項の規定により会員として加入することが認められた場合には、当該日）までの間は、会員とみなす。

附 則 [令和4年3月31日本達甲第4号]

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	石川県支部	3人	岡山県支部	5人
青森県支部	3人	福井県支部	2人	広島県支部	6人
岩手県支部	4人	山梨県支部	2人	山口県支部	4人
宮城県支部	4人	長野県支部	6人	徳島県支部	2人
秋田県支部	4人	岐阜県支部	4人	香川県支部	3人
山形県支部	4人	静岡県支部	7人	愛媛県支部	4人
福島県支部	6人	愛知県支部	9人	高知県支部	2人
茨城県支部	6人	三重県支部	4人	福岡県支部	9人
栃木県支部	5人	滋賀県支部	2人	佐賀県支部	2人
群馬県支部	5人	京都府支部	5人	長崎県支部	4人
埼玉県支部	6人	大阪府支部	9人	熊本県支部	5人
千葉県支部	6人	兵庫県支部	9人	大分県支部	3人
東京都支部	13人	奈良県支部	2人	宮崎県支部	3人
神奈川県支部	6人	和歌山県支部	3人	鹿児島県支部	5人
新潟県支部	7人	鳥取県支部	2人	沖縄県支部	2人
富山県支部	3人	島根県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	石川県支部	20人	岡山県支部	25人
青森県支部	25人	福井県支部	20人	広島県支部	30人
岩手県支部	25人	山梨県支部	20人	山口県支部	25人
宮城県支部	25人	長野県支部	30人	徳島県支部	20人
秋田県支部	25人	岐阜県支部	25人	香川県支部	20人
山形県支部	25人	静岡県支部	35人	愛媛県支部	25人
福島県支部	30人	愛知県支部	40人	高知県支部	20人
茨城県支部	30人	三重県支部	25人	福岡県支部	40人
栃木県支部	25人	滋賀県支部	20人	佐賀県支部	20人
群馬県支部	25人	京都府支部	30人	長崎県支部	25人
埼玉県支部	30人	大阪府支部	45人	熊本県支部	30人
千葉県支部	30人	兵庫県支部	40人	大分県支部	25人
東京都支部	60人	奈良県支部	20人	宮崎県支部	25人
神奈川県支部	35人	和歌山県支部	20人	鹿児島県支部	30人

新潟県支部	30人	鳥取県支部	20人	沖縄県支部	20人
富山県支部	25人	島根県支部	20人		

様式第4号（第5関係）

# 活動結果報告書

令和3年5月13日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 特定非営利活動法人自立支援ネット 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

# 特定非営利活動法人自立支援ネット 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立支援ネットという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号市民プラザたけふ3階市民交流センターに置く。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 知的障害者地域生活援助事業
- (2) 知的障害者の就労支援事業
- (3) 知的障害者授産施設・更生施設運営支援事業
- (4) 児童養護施設の卒園児・青年に対する自立援助事業
- (5) 児童養護施設・グループホーム・自立援助ホーム運営支援事業
- (6) 障害児・者及び要養護児童の政策に関する情報収集提供・調査研究・相談援助事業
- (7) 障害児・者及び児童養護施設入所児の健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) 障害児・者及び児童養護施設入所児と市民との交流事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、目的達成のため主体的に活動する個人
- (2) 賛助会員 この法人の行う諸事業に賛助する個人または団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任および解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)  
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者とする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 谷口 和正  
理事 渡辺 慎二  
理事 中島 敏夫  
理事 竹内 重富  
理事 田中 三紀子  
理事 林 陽子  
監事 伊藤 藤夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 年会費 3,000 円 (一家族)
  - (2) 賛助会員 年会費 個人 500 円 (一家族)  
団体 3,000 円 (一口)

# 活動結果報告書

令和3年5月27日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助紙を用いる。)

地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連携の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

(組織の定款は別紙のとおり)

# 特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜん 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 男女平等推進協会えちぜんという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号に置く。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、男女平等に関する情報収集及び情報提供事業、男女平等に関する学習・研修事業、男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業などを行い、男女の人権の尊重のもと、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 男女平等に関する情報収集及び情報提供事業
- (2) 男女平等に関する学習・研修事業
- (3) 男女平等活動団体等との交流・支援・連帯の促進に関する事業
- (4) 男女平等に関する文化創造事業
- (5) 女性の自立とエンパワーメントのための相談事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上16人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
- 3 この法人に相談役・顧問をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、5期10年までとする。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬（ただし、解任の議決に関しては、理事会

の議決をもってすることができる)

- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、次の原則に従って行うものとする。

- (1) 収入および支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表および収支計算書は、会計簿に基づいて収支および財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (4) 採用する会計処理の基準および手続については、毎年継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### (事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する

ことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長の決裁を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、次項に掲げる軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、越前市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岩端	るみ子
副理事長	瓜生	ヒサ子
副理事長	吉田	利夫
理事	相木	玲子
同	安藤	スミ子
同	大久保	恵子子
同	香川	克子
同	小泉	時子
同	坂口	雅子
同	堀江	知香子
同	眞家	徹
同	三上	和夫
同	美濃	初美
同	矢野	正彦
監事	和田	てる子
同	前澤	マサ子
同	磯野	哲也

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

年会費	正会員個人	1口	1,000円	(1口以上)
	正会員団体	定額	3,000円	
	賛助会員	1口	5,000円	(1口以上)
	賛助会員団体	1口	5,000円	(2口以上)

7 平成28年5月29日 一部改正

8 平成30年7月11日 一部改正

9 令和2年8月7日 一部改正

様式第4号（第5関係）

### 活動結果報告書

令和3年5月30日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 紫式部顕彰会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とした歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

# 一般社団法人紫式部顕彰会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫式部顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とする歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紫式部史跡の整備及び管理
- (2) 紫式部の追善法要及び講演会の開催
- (3) 平安時代の文学にかかる著作等の収集、保存及び管理
- (4) 平安文学にかかる出版
- (5) 紫式部学術賞の授与
- (6) 会報誌の刊行
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次項の規定によりこの法人の社員となつた者をもって構成する。

2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、総会又はこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 総社員の決議権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である次項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長とすることができる。

4 副会長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 公益目的支出計画実施報告書
  - (4) 貸借対照表
  - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号第4号及び第5号の書類については、定時社員総会の承認を受

けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この一般法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免する。ただし、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により任免する。職員は、有給とする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は町田泰宣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 活動結果報告書

令和3年5月30日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 越前市国際交流協会 会費

活動目的 \_\_\_\_\_

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(組織の会則は別紙のとおり)

# 越前市国際交流協会会則

## (名 称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中1-2-3センチュリープラザ2階内に置く。

## (目 的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画および実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画および実施
- (3) 越前市ならびに諸外国の情報・資料の収集および提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力および国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査および研究
- (8) 他の団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

## (会 員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、入会を希望する団体または法人および個人とする。

## (役 員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

## (役員を選任)

第7条

- 1 会長及び副会長は、理事の中から互選し、総会で承認を得る。
- 2 監事は、総会で選任する。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。顧問および参与は、会長が推薦し、理事会および総会の承認を得る。

## (役員の仕事)

第8条

- 1 会長は、協会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、協会の会計および事業を監査する。
- 4 理事は、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。

(役員任期)

第9条

- 1 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 この会の役員に就任した者が、法人又は団体の代表者であった場合において、その職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員ある場合、別途会長が任命する。
- 4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条

- 1 協会の会議は、総会、理事会および運営委員会とし、会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問および参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(総会)

第11条

- 1 総会は会員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 会則の制定および改廃に関する事。
  - (2) 事業計画および事業報告に関する事。
  - (3) 予算および決算に関する事。
  - (4) 役員選任に関する事。
  - (5) その他重要な事項に関する事。

(理事会)

第12条

- 1 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。
- 2 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(運営委員)

第13条

- 1 協会の運営に関する重要事項について、事業を具体化し円滑に実施し会務を分担するため、運営委員を置く。
- 2 運営委員は、会員の中から会長が任免する。
- 3 運営委員任期は総会までの1年とする。

(運営委員会)

第14条

- 1 運営委員会は、会長、運営委員、事務局長をもって構成する。
- 2 運営委員会は次の事項を協議する。
  - (1) 理事会に付議すべき事項に関する事。
  - (2) 総会及び理事会で協議又は議決した事項の執行に関する事。
  - (3) 運営委員長を選任に関する事。
  - (4) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事。
  - (5) その他会長が必要と認めた事項。

(事務局)

第15条

- 1 協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び必要な職員は、会長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

(情報などの公開)

第16条

- 1 本会の会議はすべて公開を原則とする。
- 2 会員は随時、本会の会議録または活動記録を閲覧することができる。
- 3 会長は、会員から異議ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

(会費)

第17条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体または法人 一口 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会計)

第18条

- 1 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成20年度総会までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成30年6月3日から施行する。



このページは Cookie (クッキー) を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

## 日本ホタル再生ねっと

### 特定非営利活動法人日本ホタル再生ねっと 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ホタル再生ねっとという。

英語名を Net for Regeneration of Fireflies Japan (NRFJ) という。通称を「日ホねっと」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

#### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、ホタル再生に関する情報収集・提供事業、ホタル再生の普及及び啓発活動、ホタル再生による地域づくり事業、ホタルを指標とする環境保全に関するコンサルティング事業、ホタル再生ネットワーク支援事業、ホタルを通じた子供への環境教育事業、ホタルの調査・研究事業を行うことにより、人と自然が共生し、人々の生活の質が高められる暮らし方を実践し、その成果を社会に発信し、ホタルが飛び交う美しい自然の原風景の再生を目指した地球の環境保全と地域の個性あるまちおこしに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)まちづくりの推進を図る活動
- (2)観光の振興を図る活動
- (3)農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)里地・里山の多様性保全とホタル文化に資する普及啓発の情報発信事業
- (2)ホタルに関する地域コミュニティづくり、人の交流、イベントの企画・運営事業

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

#### (1)正会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有し、正会員としての意志をもつ個人

#### (2)団体会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有し、団体会員としての意思をもつ団体

#### (3)名誉会員

総会における議決権を有し、この法人の活動に対し顕著な貢献をした個人

#### (4)賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、総会における議決権を有しない、賛助会員としての意志をもつ個人または団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4)除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

#### (種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上8人以内

このページは Cookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

らびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

#### （職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### （任期等）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### （欠員補充）

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### （解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### （報酬等）

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### （職員）

第20条 この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### （種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

このページは Cookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシー をご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

### (3)合併

(4)事業計画および活動予算ならびにその変更

(5)事業報告および活動決算

(6)役員を選任または解任、職務および報酬

(7)入会金および会費の額

(8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9)事務局の組織および運営

(10)その他運営に関する重要事項

### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員と団体会員の中から選出する。

### (定足数)

第27条 総会は、社員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

### (表決権等)

第29条 正会員、団体会員、名誉会員からなる社員の表決権は、1個人・1団体あたり1個の議決権とし、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的記録をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることはできない。

### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

このページは Cookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシーをご確認ください。詳細は [こちら](#)

詳しく見る

同意しません

同意します

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2)前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3)総会の決議があったものとみなされた日
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

このページは Cookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシーをご確認ください。詳細は [こちら](#)

詳しく見る

同意しません

同意します

## 第7章 資産および会計

### （資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

### （資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### （会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （会計の区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

### （事業計画および予算）

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予備費の設定および使用）

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### （予算の追加および更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

### （事業報告および決算）

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### （事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

このページは Cookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

#### （定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10)定款の変更に関する事項

#### （解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
  - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3)社員の欠亡
  - (4)合併
  - (5)破産手続開始の決定
  - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

#### （残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### （合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の揭示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の揭示場に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### （細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

このページはCookie（クッキー）を利用しています。

このサイトでは快適な閲覧のためにCookieを使用しています。Cookieの使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細についてはCookieポリシーをご確認ください。詳細はこちら

詳しく見る

同意しません

同意します

4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2020年4月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- 入会金 0円
- 年会費 2,000円

(2) 団体会員

- 入会金 0円
- 年会費 2,000円

(3) 名譽会員

- 入会金 0円
- 年会費 0円

(4) 賛助会員

- 入会金 0円
- 年会費 500円～20,000円

サイトマップ

- 
- ▶ ホーム
  - ▶ 基本理念
  - ▶ 事業概要
  - ▶ 活動内容
  - ▶ 新着情報
  - ▶ 当会から皆様へ
  - ▶ 個人(一般市民)の方へ
  - ▶ 環境保全に関心のある方へ
  - ▶ 企業・行政関係の方へ
  - ▶ ホテル認証米
  - ▶ 入会申込
  - ▶ ご寄付のお願い
  - ▶ お問い合わせ
  - ▶ 組織情報
  - ▶ 役員
  - ▶ リンク集
  - ▶ 定款
- 

特定非営利活動法人  
日本ホテル再生ねっと

〒913-8027 福井県福井市福2-919

このページは Cookie (クッキー) を利用しています。  
このサイトでは快適な閲覧のために Cookie を使用しています。Cookie の使用に同意いただける場合は、「同意します」をクリックしてください。詳細については Cookie ポリシー  
をご確認ください。詳細は [こちら](#)

<input type="button" value="詳しく見る"/>
<input type="button" value="同意しません"/>
<input type="button" value="同意します"/>

[概要](#) | [プライバシーポリシー](#) | [Cookie ポリシー](#) | [サイトマップ](#)  
特定非営利活動法人 日本ホテル再生ねっと

[ログイン](#)

様式第4号（第5関係）

### 活動結果報告書

令和3年6月21日

越前市議会

議長 三田村 輝士 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 NPO法人エコプランふくい 会費

活動目的 \_\_\_\_\_

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

環境に主体的に係る市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

(組織の定款は別紙のとおり)

## 特定非営利活動法人エコプランふくい 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エコプランふくい という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境に主体的に関わる市民とともに、環境教育、自然環境の保全や地域に於ける環境負荷低減のための調査研究および実践普及、情報提供等を行い、もって環境の保全、生物多様性の維持および循環型社会形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条の別表の内、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係わる事業

- ①循環型社会形成のための調査研究および実践普及事業
- ②自然環境の保全および回復に関する調査研究および実践普及事業
- ③地域における環境保全、環境負荷低減に関する調査研究および実践普及事業
- ④環境教育事業
- ⑤環境保全に関わる情報提供事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員または賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員または賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員および賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。  
(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。  
(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

#### 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員を選任および解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項  
（開催）

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年

度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で予め決めた特定非営利活動法人に譲渡できるものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉川 守秋
副理事長	土保 裕治
理事	大嶋 智
同	大橋 正明
同	樫尾 智恵子

同	高橋	きよの
同	竹川	裕治
同	中野	佐知子
同	林	正憲
同	松井	峰雄
同	松本	俊明
同	水間	武光
同	吉田	秀尾
同	由田	昭治
同	和田	龍三
監事	前田	行雄
同	藤内	聡子

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員	個人	3,000円	団体	5,000円
	賛助会員	個人	1,000円	団体	3,000円

附 則

この定款は、平成16年5月28日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

1 第49条 事業年度の変更 この定款は、所轄庁の認証があった日(平成16年8月13日)から施行する。

2 平成16年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、平成16年4月1日から平成17年3月31日までと、平成16年4月1日から平成16年4月30日までとする。

附 則

この定款は、平成19年6月21日から施行する。(第2条 事務所の移転)

附 則

改訂後の定款は、平成30年6月23日から施行する。(第13条 理事の定数改訂)

附 則

改訂後の定款は、平成30年9月11日から施行する。

(第23条、第39条、第44条、第45条、第46条、第48条、第51条、第55条)



(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives(愛称 AFER アファー)とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1)女性議員がないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を50%にする運動。
- (2)既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3)女性がいきいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4)会員相互の情報交換、交流。
- (5)日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2.本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3.代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4.世話人の任務は以下とする。

- (1)代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
- (2)会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
- (3)広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。
- (4)政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。
- (5)組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。

(6)国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。

(7)事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

#### (会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

(1)総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2)総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。

(3)世話人会は、必要に応じて開催する。

(4)世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

#### (会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

2. 本連盟の会費は、町村以外の議員は年額1万円、町村議員および市民は年額5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

#### (規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

#### 附則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

#### 附則

##### (施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

##### (施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

##### (施行期日)

本規約は、2020年5月24日から施行する。

### 活動結果報告書

令和3年8月26日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 「小さな親切」運動越前支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

次代を担う青少年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の実践を呼びかける事業を行い、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

# 定 款

---

## 公益社団法人「小さな親切」運動本部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町二丁目20番4号（八木ビル）

TEL : 03-3263-2866 FAX : 03-3263-3838 URL <https://www.kindness.jp/>

---

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人「小さな親切」運動本部（英文で表す場合は「SMALL KINDNESS MOVEMENT）」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次代を担う青少年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の実践を呼びかける事業を行い、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、「小さな親切」運動の推進を図り、次の事業を行う。

- (1) 「小さな親切」運動を通じて国民の心身の健全な発達と豊かな人間性を涵養し、特に児童又は青少年の育成を通じ、社会の健全な発展を目的とする事業
  - (2) 「小さな親切」運動の普及並びに発展に資するため、事業運営上必要な物品及び著作権を有する作文等を出版業者を通じ書籍として販売する事業
  - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員の種類及び法人の構成)

第5条 この法人は、会員をもって構成する。

この法人の会員は、次の2種とし、正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人、法人

一般会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助又は実践しようとして入会した個人、団体、法人

(入会)

第6条 理事会で別に定める所定の入会申込書を提出し、会員の資格を取得することができる。

- (1) 正会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める会員規程の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。
- (2) 一般会員として入会しようとするものは、会員規程の手続きに従って入会届を提出する。

(経費の負担)

第7条 正会員及び一般会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てる

ため、会員になったとき及び毎年、会員規程により会費を納入しなければならない。

(会員の退会)

第 8 条 会員は、理事会で別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議を経て、除名することができる。この場合、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立趣旨に違反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には会員たる資格を失う。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が解散したとき
- (3) 会費を当該年度終了後においても 1 年以内に納入しないとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

- 2 既納の会費等は、会員が資格を喪失しても、これを返還しないものとする。

## 第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名

(理事の職務・権限)

第 13 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち 1 名を代表、2 名以内を副代表、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の代表及び副代表をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 代表及び副代表は、この法人を代表し、副代表は代表を補佐し、その業務を執行する。専務理事は、この法人の業務を執行し、事務局を統括する。
- 5 代表、副代表及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 14 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る計算書類及び事

業報告を監査すること

- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員を選任)

- 第15条 理事及び監事は、正会員の中から社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表、副代表及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
  - 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員任期)

- 第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
  - 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第18条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に報酬を支給することができる。その報酬額等については、別に定める「役員報酬等及び費用に関する規程」によるものとする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(任意の機関)

- 第19条 この法人に、任意の機関として、若干名の名誉代表及び10名以内の顧問を置くことができる。
- 2 名誉代表及び顧問は、次の職務を行う。
    - (1) 代表及び副代表の相談に応ずること
    - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
  - 3 名誉代表及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議し、おのおのの任期は、理事会において選任されたときから2年とする。
  - 4 名誉代表及び顧問の報酬は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要

する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、第5条の正会員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第22条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時社員総会は、必要があるときにこれを開催する。

4 社員総会は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2 正会員総数の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、代表がこれにあたる。

2 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、副代表又は社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 社員総会の決議は、正会員総数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (5) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、

議決権の4分の3以上の多数をもって行う。

- (1) 解散
  - (2) 残余財産の処分
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の者を代理人として議決権の行使を委任することができる。その場合、前各号の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち、議長の指名する理事1名及び出席した正会員1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第28条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表、副代表及び専務理事の選任及び解職

(議長)

- 第30条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。
- 2 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、代表があらかじめ指名した順序によってこれに当たる。

(定足数)

- 第31条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(招集)

- 第32条 理事会は、代表が招集する。
- 2 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 4 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表が必要と認めたとき
  - (2) 代表以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表に招集の請求があったとき
  - (3) 第14条第1項第5号の規定により監事から代表に請求があったとき、又は監事が招集したとき
- 5 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

6 代表は、前項の書面による発出に代えて、理事及び監事の承認を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 13 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表及び副代表並びに監事は、議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 37 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第7章 資産及び会計

(財産の種類)

第 38 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げる各号をもって構成する。

- (1) 理事会及び社員総会において、基本財産とすることを決議した財産
- (2) 設立日（公益社団法人への移行日）以後に基本財産として寄附された財産

3 この法人の設立時（公益社団法人への移行時）の基本財産は、前項第 1 号の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 39 条 前条の財産は、理事会の定める方法により代表が管理する。

2 この財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事総数及び正会員総数の半数以上であつて、議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、代表が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、この法人の主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書

類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類をこの法人の主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 代表は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受)

- 第 44 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会において特別の利害関係を有する理事を除く理事総数及び正会員総数の半数以上であって、議決権の 3 分の 2 以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 45 条 この定款は、社員総会の決議を経て、変更することができる。
- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(解 散)

第 46 条 この法人は、法令で定められた事由によるほか社員総会の決議を経て、解散することができる。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

第 49 条 この法人の運動を推進するため、事務局を置く。  
2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。  
3 事務局長は、代表が理事会の決議を経て任免する。  
4 事務局内規は理事会の決議により別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表（代表理事）は、田中義具とする。又最初の副代表（代表理事）は、堀江正浩及び脇田直枝とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 平成 23 年 4 月 1 日、公益社団法人へ移行したことにより施行。

附 則 第 2 回社員総会（平成 24 年 6 月 21 日）から施行する。

附 則 第 5 回社員総会（平成 27 年 6 月 18 日）から施行する。

附 則 第 11 回社員総会（令和 3 年 6 月 22 日）から施行する。

活動結果報告書

令和3年10月15日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 福井から原発を止める裁判の会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

裁判を通して福井県内にある原発を止めるために原告団・申立人を組織するとともに、弁護団を支援し、人々に広く啓発活動することを目的とする。

(組織の会則は別紙のとおり)

原告は 187名です

会員は 550名 (県内 255名 県外295名) です。

会員募集中です。大飯原発裁判と大飯・高浜仮処分の支援に取り組んでいます。[チラシ](#)

## 福井から原発を止める裁判の会 会則

### 第一条 (名称)

本会は「福井から原発を止める裁判の会 (略称・福井原発裁判の会)」と称し、福井県内に事務所 (連絡先) を置く。

### 第二条 (目的)

本会は、裁判を通して福井県内にある原発を止めるために原告団・申立人を組織するとともに、弁護団を支援し、人々に広く啓発活動することを目的とする。

### 第三条 (会員)

本会の目的に賛同する人は誰でも会員になることができる。

### 第四条 (会費)

本会の会員は、年3,000円の会費を会計年度中に入金するものとする。

### 第五条 (機関誌)

本会は、機関紙「かたくり通信」を発行し、希望する会員には郵送またはメールにて届ける。

### 第六条 (総会)

本会は、年1回の総会を開催する。総会議案は参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。総会には、本会が支援する裁判に関わる弁護団のいずれの弁護士も参加することができる。

### 第七条 (役員会)

本会の目的を遂行するため、役員会を置き日常活動の承認、決定を行う。役員会は、本会が支援する裁判の原告団または申立て人から、それぞれ1名以上を選出、これを役員として構成する。役員は総会において承認を得るものとする。

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

### 第八条 (役員会の機能)

役員会が必要と認めた場合、必要に応じて全会員を対象に臨時会議を招集、日常活動の遂行について報告、意見集約を行い運営に反映させる。

### 第九条 (代表)

本会に代表1名を置くものとし、役員の間選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

### 第十条 (事務局長)

本会に事務局長1名を置くものとし、役員の間選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。事務局長は、代表の合意のもと事務局をおく。事務局は裁判弁護団との日常的な情報交換をすすめ、会員への情報発信その他日常活動を遂行する。

### 第十一条 (会計)

本会に会計1名を置くものとし、役員の間選によって選出する。但し、総会の承認を得るものとする。

### 第十二条 (会計監査)

本会には総会において選出・承認のもと、役員として会計監査を2名置く。

## 第十三条（財政）

本会の財政は、会費、寄付金、事業収入によってまかなう。

## 第十四条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とし、活動のまとめとともに、総会に報告するものとする。

## 第十四条（会則の改廃）

本会則に明記されていない事項は、総会にて改正・追加決定する。

## 附則

1. 本会則は2013年3月30日より実施する。
2. 本会則は2015年5月23日より実施する。



大飯原子力発電所3・4号炉差止訴訟のあらまし  
福井から原発を止める裁判の会

7頁の小冊子です。

「福井から原発を止める裁判の会」は、原発銀座と称される福井からまず原発を止めてゆきたいと市民が集まって立ちあげました。

2013年4月24日現在 原告 189名

支援会員(原告でない会員) 179名です。

両者併せて368名です。(2013.4.30現在)

会員を募集しております。年会費は3000円です。

私たちは安全に生きたい

3.11からこれまでどれだけの涙をながしてきたことでしょうか。

家を奪われ、土地を奪われ、放射能のことで家族崩壊、地域崩壊。汚染されているにも拘わらず飲まなければならない水。

被曝され続けているのに効果的なことは何一つ支援できないでいる悔しい涙。この「苦しみ」を裁判官に訴えたい。

ただ穏やかな生活がしたいだけです。

私達の安全は「法律」によって守られていたのではなかったでしょうか。

法に不備があり私達を守ることができないのでしょうか。

それとも法の運用のしかたに不備があり一部の科学者が警鐘を鳴らしていたにもかかわらず、福島事故をおこすような物を認めてきたのでしょうか。

しかし、子どもや孫達、そして未来の人たちの為に、献身的で、あきらめな  
い善良なひとたち、仲間達によつて、この苦しい状況を変えることが出来る  
ことを信じています。

大飯原発3.4号機差し止め訴訟福井裁判 原告 事務局 松田 正  
2012年

福井から原発を止める裁判の会

### 活動結果報告書

令和3年12月24日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日 程 令和3年4月1日(木曜日)～令和4年3月31日(木曜日)

活動先 日本国民救援会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

日本国民救援会のすすむ道（綱領）にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

# 日本国民救援会規約

二〇〇六年七月三十一日採択

## 第一章 名称・所在地・目的

第一条 本会は日本国民救援会と称し、略称を「国民救援会」と呼び、英語名を次のとおりとする。

Japan Association  
for Social Justice  
and Human Rights  
(KYUENKAI)

第二条 中央本部の事務所を東京都文京区湯島二丁目四番四号平和と労働センターに置く。

第三条 本会は日本国民救援会のすずむ道（綱領）にもとづき、思想、信条、性別、社会的身分、人種などの違いをこえて団結し、社会的道義を守って、弾圧や人権侵害を許さないためにたたかい、人権を侵害された犠牲者とその家族を大衆的運動で救援することを目的とする。

## 第二章 会員

第四条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加し、協力する個人と団体で組織する。

第五条 会員は綱領、規約および各級機関の決定にもとづいて会の活動に参加する。

第六条 本会への入会は、入会申込書に入会金として一か月分の会費相当額と当月分会費を添えて、班または各級機関に

申し込むものとする。

但し、団体加盟は入会金を必要としない。

第七条 本会からの退会は所属する班または各級機関に書面で行う。その場合既納の会費の払戻しは行わない。

正当な理由なく会費を半年以上納入しない場合は退会したものとみなすことができる。

第八条 本会の目的を阻害する行為を行った会員、または、本会の名誉を著しく傷つけた会員は、所属する都道府県本部常任委員会もしくは中央常任委員会の決定にもとづき、退会させることができる。但し、次期中央委員会で承認を得なければならぬ。

## 第三章 組織と機関

第九条 本会は次のとおり組織される。

中央本部—都道府県本部—支部—班。

### 第一節 中央本部

第一〇条 中央本部は、都道府県本部と中央本部に加盟する団体で構成する。

第一一条 本会の最高議決機関は全国大会であり二年に一回中央常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。招集の告示は大会期日の二か月以前に行う。但し、中央常任委員会が必要と認めるとき、または中央委員の過半数あるいは会員総

数の三分の一以上から要求されたときは、会長は臨時大会を招集しなければならない。

第一二条 全国大会は代議員と中央役員で構成し、代議員総数の過半数の出席によつて成立する。

議案の議決は出席代議員の三分の二以上の賛成による。代議員の選出方法は規則で定める。

### 第一三条

代議員は一人につき一票の議決権を有する。出席できない代議員は委任状をもつて同一都道府県本部、または団体の他の代議員に議決権を委任することができる。議決権の委任を行った代議員は出席者とみなす。

但し、出席代議員は委任議決権を含め、一人二票をこえる議決権を行使することはできない。また、委任議決権の再委任は認めない。

第一四条 全国大会は次のことを審議し、決定する。

1 活動報告  
2 運動方針

3 決算、予算、会計監査報告

4 中央役員選出

5 中央委員選出

6 綱領、規約の決定または改正

7 都道府県本部、加盟団体提出議案  
第一五条 中央委員会は、全国大会から次期大会までの最高議決機関で、中央役員と中央委員で構成し二年に三回以上開催する。

第一六条 中央委員会の招集は中央常任委員会の決定にもとづいて会長が行い、過半数の中央委員の出席で成立する。議案の議決は出席中央委員の三分の二以上

の賛成による。

第一七条 中央委員の選出基準は規則で定める。

第一八条 中央常任委員会は、会長、副会長、事務局次長、事務局次長および中央常任委員で構成し、全国大会および中央委員会に責任を負い、本会の日常業務を執行する。中央常任委員会は、会長が招集し、三か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

第一九条 中央常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長は、その専門部または専門委員会を構成する中央役員の互選とする。

第二〇条 中央常任委員会の下に事務局を置く。事務局には事務局員若干を置き、事務局長の統轄の下に、中央常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。事務局員の任免は中央常任委員会が行う。

### 第二節 都道府県本部

第二一条 都道府県本部は都道府県単位に組織し、都道府県内の支部と都道府県段階の加盟団体で構成する。

第二二条 都道府県本部の最高議決機関は都道府県本部大会であり、年一回都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二三条 都道府県本部大会は、活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。

第二四条 都道府県本部委員会は、都道

府県本部大会から次期都道府県本部大会までの最高議決機関で、都道府県本部常任委員会の決定にもとづいて会長が招集し、議案の議決は出席委員の三分の二以上の賛成による。

都道府県本部委員は、都道府県本部大会で選出する。

第二五条 都道府県本部常任委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長および常任委員で構成し、都道府県本部大会および都道府県本部委員会に責任を負い、日常業務を執行する。

都道府県本部常任委員会は、会長が招集し、一か月に一回以上開催する。構成員の過半数の出席で成立し、議案の議決は出席構成員の過半数の賛成による。

都道府県本部常任委員会の下に事務局を置く。事務局は、事務局長の統轄の下に常任委員会の決定にもとづいて日常業務を処理する。また、都道府県本部常任委員会に専門部または専門委員会を設けることができる。部長または委員長はその専門部または専門委員会を構成する役員との互選とする。

### 第三節 支部

第二六条 支部は、市、区、町、村、または郡を単位に置き、班および会員ならびに支部加盟団体に構成する。

第二七条 支部の最高議決機関は支部大会であり、年一回支部常任委員会の決定にもとづいて支部長が招集する。

支部大会は活動報告、運動方針、決算、予算、会計監査報告、役員選出その他必要なことを審議し、決定する。議案の議決は出席者の三分の二以上の賛成による。

第二八条 支部常任委員会は支部役員で構成し、支部活動をすすめる。

### 第四節 班

第二九条 班は本会の基礎組織であり、職場、地域、学校などの中に三人以上の個人会員で組織する。

第三〇条 班は班総会・会議をひらき、班長および班委員を選び、班活動を行う。

## 第四章 役員

第三一条 本会の中央役員は次のとおりである。

- 1 会長 一人
  - 2 副会長 若干
  - 3 事務局次長 一人
  - 4 事務局局長 若干
  - 5 常任委員 若干
  - 6 会計監査員 三人
- 会長は本会を代表し、会長事故あるときは副会長がこれを代行し、事務局局長は中央常任委員会および事務局の運営を統轄し、事務局長事故あるときは事務局次長がこれを代行する。
- 第三二条 都道府県本部の役員は次のとおりである。
- 1 会長 一人
  - 2 副会長 若干
  - 3 事務局次長 一人
  - 4 事務局局長 若干
  - 5 常任委員 若干
  - 6 会計監査員 若干
- 第三三条 支部は次の役員を置くことができる。
- 1 支部長 一人

2 副支部長 若干

3 事務局次長 一人

4 事務局局長 若干

5 常任委員 若干

6 会計監査員 若干

第三四条 役員の任期は大会から大会までとする。但し再選をさまたげない。任期途中において健康上の理由等止むを得ない事情により退任の申し出があった場合、各級常任委員会はこれを認めることができる。但し、次期の大会において承認を得なければならぬ。

第三五条 各級大会で選出された役員が任期中、本会の目的と事業の遂行に著しい損害を及ぼしたときは、各級の常任委員会は、本人に弁明の機会を与えた上で、その役員を解任することができる。但し次期大会において承認を得なければならぬ。

第三六条 本会の各級機関に名誉役員ならびに顧問を置くことができる。名誉役員ならびに顧問は、各級大会で推薦すること。推薦基準は規則で定める。

## 第五章 会計

第三七条 本会の経費は、会費、寄附金でまかなう。会費は次のとおりとする。

- 一 個人会員の会費は、普通会費を月額六〇〇円（機関紙代を含む）とし、特別会費を月額一〇〇〇円以上とする。但し会員の条件に応じ、都道府県本部会長の承認により会費を減免することができる。
- 二 中央加盟団体の会費は規則で定める。
- 三 都道府県本部および支部に所属する加盟団体の会費は都道府県本部大会および支部大会で決定する。

第三八条 会費の各級機関の配分については、規則で定めるものとする。

第三九条 会費は原則として、毎月末までに納入するものとする。

第四〇条 会計の処理は、別に定める会計処理規則にもとづいて行う。

第四一条 中央本部の会計年度は、六月一日から翌々年五月末日までとする。

## 付則

第四二条 本会の事業に功績のあった人は、中央常任委員会の決定にもとづいて全国大会または中央委員会で表彰することができる。

第四三条 この規約について、さらに細目の規則を必要とする場合は、中央委員会でこれを定めることができる。但しこの場合、次期大会において承認を得なければならぬ。

第四四条 都道府県本部と支部は必要に応じてこの規約を準用し、また規則をつくらることができる。

### 第四五条

- 一 この規約は一九六六年八月二五日から施行する。
- 二 一九七五年一〇月 一日一部改正
- 一九七九年 八月 一日一部改正
- 一九八二年 一月 一日一部改正
- 一九八八年 八月 一日一部改正
- 一九八九年 一月 一日一部改正
- 一九九〇年 七月三〇日一部改正
- 一九九二年 七月三十一日一部改正
- 一九九四年 七月三十一日一部改正
- 二〇〇二年 七月二十九日一部改正
- 二〇〇六年 七月三十一日一部改正

様式第4号（第6条関係）

### 活動結果報告書

令和4年7月13日

越前市議会

議長 川崎 俊之 殿

議員氏名 大久保 恵子



下記のとおり報告します。

日程 令和3年4月1日(木曜日)

活動先 \_\_\_\_\_

活動目的 議会（令和3年3月）報告 \_\_\_\_\_

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

.....

.....

.....

大久保恵子 令和3年3月議会報告

印刷業者 株式会社国府印刷社

支払金額 127,690 円

配布先 市内各所

配布部数 18,575 部

内容 別紙のとおり

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 大久保恵子 3月議会議会報告

4月、春爛漫。皆さま如何お過ごしですか。3月議会報告をお届け致します。

2021年4月1日発行  
〒915-0802 越前市北府3-3-18  
TEL: 090-7588-5355  
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

2021年3月議会は2月19日(金)から3月19日(金)までの29日間の日程で開催され、予算案13件、条例案9件、一般議案2件、専決承認案1件が上程され、最終日の19日全て原案通り可決しました。

一般質問には18人の議員が登壇しました。

■ R2年度2月専決予算 1億700万円  
・コロナワクチン接種の体制整備費

■ R2年度一般会計3月補正予算 21億9349万円  
・うち、国の3次補正に伴う前倒し事業  
補助公園整備事業 : 4920万円  
補助道路維持改修事業 : 3900万円  
橋梁維持改修事業 : 1億1300万円  
新幹線駅周辺整備事業 : 1億5600万円  
小学校施設営繕事業 : 1億496万円  
中学校施設営繕事業 : 2300万円  
スポーツ施設管理運営事業 : 6億9050万円  
総合 : 計11億7566万円

■ R3年度当初予算 348億5200万円  
(前年度比: 0.8%減)  
【実質予算】当初予算 348億5200万円  
+  
3月補正予算 11億7566万円  
合計 360億2866万円  
◀前年度比: 2.6%増▶

## 【内訳】

- ・人件費: 15%
- ・扶助費: 19.6%
- ・公債費: 11.8%
- ・建設事業費: 11.4% (実質14%)
- ・その他: 42.5%

政治は暮らしです。  
政治はまちづくりです。

大久保恵子は「人と環境」を大切にすること豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざし活動します。

この機関紙は、政務活動費を活用しています

## I コロナ禍の生活困窮者支援について

### 質問趣旨

支援を必要としている人に、しっかり情報が届くように

この1年のコロナ禍による雇用状況の悪化で生活に苦しむ人が増えている。たとえ国や県の支援策であっても、市として必要としている市民にしっかり情報が届くような配慮を。  
リーマンショックの時は中高年の男性の相談が多かったが、今回は非正規雇用のシングルマザー、外国人の相談が多いとの事。全国でパートやアルバイトの女性の数1163万人のうちコロナで7.7%に当たる90万人が完全失業にあり、その人たちの37.5%はコロナ前の世帯収入は200万円未満。ここでもジェンダーギャップが顕著に出ている。

### ◇ 質問1. 越前市の生活困窮支援策と現状・対応について

- ① 生活困窮相談窓口は? : 社協 相談件数は221件
- ② 主な相談内容は? : ひとり親家庭のうち母子家庭/パートの仕事が無くなった事による収入減。6月後半からブラジル人からの相談増/派遣更新できず失業・解雇
- ③ 生活困窮者支援策とその内容は? (注1) : 緊急小口支援・総合支援
- ④ 休業支援金・給付金の趣旨・内容・申請状況は? (注2)
- ⑤ 解雇・雇止めの実態は? : 1月26日現/県内180人、ハローワーク越前市管内180人

(注1) 特例貸付(緊急小口支援・総合支援)の内容・対象者・申請先は

#### 【支援内容】

名称	緊急小口資金	総合支援資金
対象者	緊急一時的に生活の維持が困難になった場合	活再建までの間に必要な生活費の貸し付け(3月まで延長)
支援内容	最大20万円(従来10万円、要件により上限20万円)	失業者向け長期貸付最大20万円を3か月(失業状態に無くても可)
据置期間	1年以内(従来2か月)	1年以内(従来2か月)
償還期間	2年以内(無利子・保証人不要)	10年以内(配慮在り無利子・保証人不要)
申請者	外国人の申請が多い(派遣が終わった方や失業された人が約80%)	
申込先	社協	

#### 【申請状況】

	緊急小口資金	総合支援資金
支援件数	3008件(5億5242万円)	1153件(全体の4割/7億9931万円)
月平均	30~40件	20~30件
業種別	サービス業、飲食、建設、運送業	同じ
昨年末	ピーク昨年5月184件	昨年9月69件
県内自治体	福井1361件、越前・坂井321件	福井609件、越前133件、坂井125件
その他	35%が申請延長	

(注2) 休業支援金・給付金の制度の趣旨・内容、申請状況

コロナにより休業させられた中小企業の労働者で、休業中に給料または休業手当を受けることができなかった人に対して、労働者の申請により、支援金・給付金を交付する厚生労働省の制度。相談窓口はハローワーク。

\*お困りの方、ともかく、何でも市役所にご相談を\*

ワンストップ窓口/福祉総合相談窓口(庁舎2F) TEL: 42-5778 (3月25日に創設されました。)

### ◇ 質問2. 生活保護について

Q1. 生活保護世帯数は?

192世帯218人(前年度比2.67%)。現在、コロナの影響による保護世帯はない。

Q2. 現在、緊急小口資金や総合支援資金の活用で生活をしのいでいる人が、生活保護に移行するケースが増えると考えが。

その可能性はあると考える。

Q3. 生活保護に関する年間予算と財源は?

予算: 令和2年の扶助費は3億2827万円。

財源: 国庫支出金4分の3(約2.46億円)

残り4分の1(8200万円)は市費(国の交付金)

※生活保護者は交付金を使い、地域で消費活動をしている。従って一概に生活保護者が増えると財政が圧迫されるというものではない。

Q4. 扶養照会とは?

生活保護を申請した人に、援助できる親族がいないか照会する事。

A. 生活保護は国民のセーフティネットであり権利という認識のもと、積極的に支援していく。

### 質問趣旨

「生活保護は国民の権利」

「市民の間にある生活保護に対する偏見の払拭を」

1月28日、田村厚労相は「扶養照会は法律事項ではなく、従って義務ではない。」と答弁。

同じく、菅総理は「生活保護は国民の権利。国は支援が届くようにする。生活保護を必要とする可能性はどなたにもある。ためらわずに相談して欲しい」とHPで発信し、申請時の心的障壁を減らすため、生活保護申請の手続きを緩和する方針を出した。

国民の間においても、生活保護は偏見、負のイメージが大きい。この機会に改めて職員自らが、生活に困った人たちが申請しやすい環境をつくり、併せて市民の間にある生活保護についての偏見の払拭に努め、申請者が惨めな思いで申請をためらうことの無いような配慮を。

「ともかく困ったら申請してください」と発信して欲しい。

## II 学校給食の無償化を

- ・小学校児童数：4146人
- ・小学校給食費：一食278円（牛乳代含む）年間一人：5万円（195日）  
全小学校全体年間：約2億2500万円
- ・就学援助（注1）対象児童数：441人（令和元年/約10.6%）
- ・全国で無償化している自治体数76自治体（4.4%）



### 質問趣旨

#### 私が、学校給食を無償化を提言する理由

##### 1. 越前市の小学生4146人中441人（10.6%）が就学援助対象児

本市小学生4146人中、何と約10.6%に当たる441人が就学援助対象児童となっている。全国で子どもの貧困は7%と言われている中で越前市は10.6%になっていることに今回驚いた。その子たちは就学援助対象児で給食費は市が支援している。

##### 2. 既に76自治体（4.4%）で無償化（首長の判断）

今回の答弁で、市長はそれは「教育委員会の方針」と教育委員会に振ったが、因みに無償化を実施している他自治体の殆どが市長の公約によるものとの事（H30年7月27日文科省調べ）。答弁の中で、教育委員会は「法に基づいて運営している」との答弁であったが、既に76の自治体が無償化している事実がある。

##### 3. 保護者の経済的負担の軽減・子育て支援のためにも無償化を

家庭の経済的負担の軽減。貧困による栄養源の確保、多忙な生活の中での外食や加工品の利用という食生活の変化の中で、子どもたちに健康と安心を保证すべきだと考える。国民の意識調査によると現在も国民の9割が「私は中流」と思っているともことであるが、それはかつての「一億総中流」の意味とは変わり、「何もかも諦めることで、何とか人並みの暮らしを保っている状態」とのことである。給食費以外も何かと学校への集金もあり、毎月の給食費の負担は重いと考える。

##### 4. 食育の推進の観点からも無償化を

H31年、学校指導要領に「食育」が入り、学校給食法改正（H20年6月）で義務教育段階における「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進」が明記された。この事からも義務教育における給食費の無償化を。

##### 5. 少子化対策、定住、転入の促進（子どもや人口増政策）のためにも無償化を

現在小学生を持つ家庭の経済的負担は勿論の事、市外からの転入者の促進にもつながる政策と考える。

私が小学生の頃はまだ教科書は有料でした。市内の顔なじみの本屋さんが学校に販売に来て、私たちは当然のようにお昼休みにお金を持って買いに走ったものです（昭和38年度から段階的に無償化）。次は給食の無償化を。

### ＜教育委員会答弁＞

学校給食は、学校給食法の実施に必要な施設及び設備や運営の経費は公費負担、食材の経費は保護者負担と規定されている。本市は法に基づき学校給食を運営している。経済的理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者には学校教育法19条によって実費負担している。

## III 環境政策について

### 質問趣旨

武生市時代のH12年に環境部が創設され、その後、産業部と環境部を一緒にし「産業環境部」を創設した。その趣旨は、これからは産業の分野にも環境の視点必要」との先進的な考えに基づくもの。それから10年が経過、当時の視点が薄らいできている。コウントリも従来の農政に環境の視点が入ったもの。今始まるうとしているスマートシティ&フォレストシティも産業のみではなく環境政策が大きなウエイトを占める。地球規模で温暖化対策が加速する中、今年度は市環境基本計画の改定の年でもある。改めて市政全般に環境の視点が入るような体制の強化構築を求める。

#### Q1. 市の政策全般に環境の視点が入るような組織体制と職員の意識向上を

A. エネルギー政策や脱酸素分野における環境と経済の両立を目指していきたくと考えており、産業環境部内で連携を強化し取り組んでいく。

#### Q2. 環境基本計画改定のスケジュールと委員の構成、市の構想は。

A. スケジュールは、5月下旬に審議会に諮問し、審議会を年間4回、専門部会2回予定。  
令和4年2月に答申を受けて3月に改訂予定。  
審議会委員構成は有識者4人、議員1人、関係機関推薦9人、公募1人の15人。  
今回の改定では、脱酸素社会の実現やカーボンニュートラルに向けた取り組みを市と経済界と共に議論していきたい。新たに地元電力会社や経済界の代表に参加を求めたい。市民事業者が一体となって2050年に二酸化炭素に排出ゼロを目指すことを宣言したい。

#### Q3. 環境基本計画策定に当たっては、学校教育、生涯教育の場で環境教育の強化を。

A. 基本方針の1つに「環境教育・環境行動 環境共育による人づくり」を掲げている。改定に当たっても、更なる推進を検討する。

#### Q4. 新ごみ施設4月本格稼働に合わせ、1月から試験回収している。プラごみの分別はこれまで通りと認識しているが、それで良いか。

A. 基本的に変更がないことを説明してきたが、一部で誤解が生じている部分があるようだ。正しく理解してもらうために、市広報3月号で改めて周知するとともに、出前講座等でも丁寧に説明していく。

#### Q5. マイボトル持参運動の地域への浸透は

A. 市では昨年度から市が主催する会議でペットボトルでのお茶の提供を控えており、昨年4月から12月まで720本（従来の64%）の削減ができた。地域住民への周知はこれから市HPや広報紙及び出前講座で浸透を図る。

## 委員会報告

### ＝ 産業建設委員会 付託決議可決 ＝

私の所属する産業建設常任委員会は3月10日（水）、新年度予算「企業誘致事業の官民連携プロジェクト推進支援業務委託料1500万円」について、下記付帯決議案を可決した。

趣旨は、「越前市の将来を左右するプロジェクトでありながら、現状は行政が先行している。官民連携プロジェクトの趣旨と照らし合わせ、地元住民、市民に対する説明を十分にすること。」というもの。

#### 越前市手話言語条例一周年記念 全日本ろうあ連盟創立70周年記念

#### ＜映画＞「咲む」

♪ ぜひご参加ください ♪

日時：4月10日（日）

・主演藤田菜々子さんと監督のトークショー

1回目上映：1時45分

・舞台挨拶

2回目上映：6時

手話言語条例は、市議会の請願により策定されました。

場所：文化センター

チケット：高校生以上1200円

小学生300円

問合せ先：議会事務職 0778-22-3426



### 【編集後記】

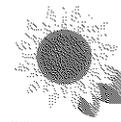
コロナ禍で表面化してきた公的なセーフティネットの弱体化による収入減や雇止め、非正規労働の増大。それにより、若年層、女性、外国人労働者など弱い立場の人が生活困窮にさらされている。

今SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みが、どの自治体でも活発化してきているが、前文の「誰一人取り残さない」のために、最も弱い立場にある人のために、国や自治体は本気で組む必要があるのだろうか。現在でも国民の9割が中流意識を持っているとの事。しかしそれは高度成長時の一億総中流意識とは違い「多くのものを諦めてようやく人並みの暮らし」だそうである。多くの人が生活に苦しい状況にある。今回の質問で、越前市の小学生の1割以上が就学支援児であることを知った。

越前市は今年度も建設費に大きな予算を割いている（県内の比率）が、もっと生活支援に税金を使うべき。

もう一つの一般質問「環境政策」。これもSDGsの目標に位置づけられ、武生市時代の「すべての政策に環境の視点を」という政策に、ようやく今、時代が追い付いてきた。近年停滞気味だった環境政策に、今議会での市長の答弁通り本腰を入れて取り組むことを期待する。





## 一般質問

### 防災について

#### 災害弱者の対応強化を!!

避難行動要支援者名簿はすでに全国88%の市町村に策定済みにも拘らず、未だに多くの高齢者や障害者などの逃げ遅れや死亡率が高いことを受けて、国は今年度、自治体に避難行動要支援者についての「個人避難計画」策定を義務付けた。

#### 1. 避難行動要支援者対応について

Q1: 今年度の作業の進捗状況は?

A: 5月15日に区長・民生委員宛てに対象者の名簿を提供し追加・修正を依頼し、5月末に回収した。未提出分については再度提出を依頼する。

**コメント** 少しでも多くの名簿を回収し、福祉や地域・社協とも連携して日頃からの見守り体制を充実し災害に備えるべき。

#### 2. 福祉施設(要配慮者利用施設)の対応について

Q1: 土砂災害警戒区域・洪水想定区域にある対象施設の数は?

A: 土砂災害区域に18施設洪水浸水想定区域に94施設。すべての施設で避難確保計画を策定済み。今年5月のハザードマップ改定によって新たに対象となる施設が生じたので、本年度中に県と講習会を実施し、支援する

Q2: 土木と福祉の連携は?

A: 土砂災害対応については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域の施設整備を行う際、土木や防災を連携し相互に確認を行うようになった。

Q3: リスクの低い地域への施設の移転や、規制政策や補助政策は。

A: 移転などは、いくつかの条件はあるが、今回の法改正を受け整備補助の適用が検討される。厚生労働省は本年度からレッドゾーンでの新規整備は補助対象外とした。

**コメント** 避難計画を作っても、避難訓練をしても実際災害時の安全確保は難しい。該当施設に対し移転誘導策などの周知徹底を図られたい。

2021年6月議会は、去る6月11日(金)から7月2日(金)までの22日間の日程で開催され、議案に対する質疑や一般質問そして各常任委員会での審議が行われました。

一般質問には11人の議員が登壇しました。

### 6月補正予算

【予算概要】	(単位: 千円)		
会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	35,232,500	87,413	35,319,913
特別会計	17,247,347	-	17,247,347
企業会計	8,507,101	-	8,507,101
合計	60,986,948	87,813	61,074,361

#### 【主な内訳】

- ・コミュニティ補助事業 .....710万円
- ・自主防災組織育成事業 .....130万円
- ・民間保育園施設整備事業 ..... 518万5千円
- ・保育対策総合支援事業 ..... 487万8千円
- ・農業生産総合対策条件整備事業 .....335万円
- ・生活困窮者自立支援事業 .....2,100万円
- ・ワクチン接種事業 .....446万円

#### 3. 聴覚障害者への対応について

Q1: 聴覚障害者の災害時のパンダナ作成状況と活用方法は?

A: 先行自治体のパンダナを参考に当事者団体と意見交換を行っている。武生ロータリークラブの支援を頂き必要な枚数を確保したい。活用は、市内福祉団体を通じ当事者や支援者に配布し、各避難所にも配布する。

**コメント** 秋の防災訓練には活用し、市民にも周知が図れるよう対応を求める。

Q2: 聴覚障害者避難計画の進捗は?

昨年3月議会で手話言語条例を制定した折、聴覚障害者の避難マニュアルの策定を提言したが進捗は?

A: 本年度の防災訓練を踏まえ当事者団体とも協議し実効性あるマニュアルを策定したい。

**コメント** 聴覚障害者はその障害の特性上、独自の計画が必要と考える。早急な検討を求める。

## 特定事業主行動計画から

### 女性も男性も働きやすい職場に

《特定事業主行動計画》とは、国の「次世代育成対策推進法」と、「女性活躍推進法」に基づき、H28年に市が策定したもので「国や地方公共団体を『特定事業主』と位置づけ、市役所も一事業者の立場で、職員が仕事と子育ての両立が図れるよう、そして全職員が働きやすい、ライフワーク職場づくりの計画。

#### 1. 男性職員の育休について

Q: 市長の声掛けに期待する。

全国最低だった福井県男性職員の育児休暇取得率が知事の一声で一挙に大きくUPした。越前市も市長がこの春の男女共同参画審議会の挨拶の中で職員育休UPを約束した。期待したい。目標値は?

A: 取得率目標80%以上。取得期間は1か月以上。

**コメント** トップの旗振りの効果は絶大。県を上回る成果を期待する。

#### 2. 超勤について

Q: 1~4月の実績は目標値(10時間)をオーバー。是正を。

A: 所属長が実績を行政管理課へ報告。1か月35時間又は年間200時間を超えることが予想されるときは所属長に対し指導を行っている。超勤の多い部署については、状況に応じ対策を講じ抑制に努める。

**コメント** R元年の超勤決算は1,2482億円。経費削減だけでなく、1事業の立場で子育ては元より全職員が働きやすい職場環境の整備が必要。「庁舎に夜遅くまで煌々と電気が付いているのはいつもの事」との市民の声から今回調べてみた。

#### 3. 職場の男女数の格差是正を

Q: 部署によって男女数の偏りがある。固定的性別役割分担の表れではないか。各課の格差を是正する必要がある。

A: これまでも、性別に関係なく職員の能力や適性、職場商況を勘案して効率的かつ効果的な人員配置に努めてきたが、指摘の通り現状では偏りのある部署もある。今後とも組織が更に活性化するよう柔軟に対応する。

**コメント** 片方の性だけでの政策は偏ったものになる。その視点で職場の性別の偏りの改善に取り組む必要がある。職員の意識改革も必要。

## 政治は暮らしです。政治はまちづくりです。

大久保恵子は「人と環境」を大切に作る心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざし活動します。



## 新幹線駅周辺開発について

越前市は、新幹線駅周辺100haを「越前市版スマートシティ&フォレストシティ」として開発する計画。  
そしてこのたび応募があったデベロッパー（パートナー企業）の提案書を受け、8月上旬に協定書を締結し、その後、実施計画の策定となる。

### 1. 越前市版スマートシティ&フォレストシティについて

Q1: 全国で既に多くの国交省認定のスマートシティ事業が進んでいるが、何を持って「越前市版」と銘打つのか？

A: 国交省の定義は「都市が抱える諸問題に対して、ICT等の新技術を活用し計画・整備・管理・運営等が行われ、全体的成果が図られる持続可能な都市」。自動運転、5Gなどの通信、太陽光など再生可能エネルギーなどを活用し課題解決を図るまちのこと。越前市版スマートシティは、「環境・エネルギー領域」に設定し、本市の「モノづくり」と、「先端テクノロジー」かけ合わせた分野での企業連携を推進し、産業集積を図る。

Q2: オープンイノベーションとは？

DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは？

A: 「オープンイノベーション」とは、複数の企業や自治体大学親友機関などがアイデア・技術・データなどを組み、「DX」とは、ITを駆使し、製品やサービスモデルを変革する事。

**コメント** 「オープンイノベーション」を推進し「トランスフォーメーションによるまちづくり」は、中心市街地でも、空き家でもパソコンがあれば可能。新幹駅前である必然性はない。

### 2. 新幹線駅周辺の開発について

Q1: デベロッパー（パートナー企業）との協定書内容は？

開発業者の公募に1社の応募があった。8月中旬に協定書を締結するとの事。その内容は？

A: パートナー企業、地元および市の3者が協力して官民プロジェクトを推進することをはじめ、協定締結後に事業実施計画書を作成する事や、秘密保持などの基本的な事項の記載を検討している。

Q2: 実施計画書は、年度内完成を。

実施計画書の年度内完成を目指すべき。実施計画書が完成しないと、実際の開発には掛かれない。これまでも長い間「虫食い状態」になる事を懸念して、市は“地権者に建物を建てないように”依頼してきた経緯がある。年度内の完成を目指すべき。遅くとも1年以内に。

A: 実施計画書は基本協定締結後に市とパートナー企業は連携し、地権者、地元団体と協議調整し計画範囲や役割分担、リスク分担、資金調達や事業採算性を検討して作成。具体的な完成時期を現時点では言えないができるだけ早く作成する。

**コメント** 一般質問後6月24日の産業建設委員会で、7月上旬に地権者の意向調査のためのアンケート調査実施する旨の報告があった。

## 環境政策について

市は8月に「脱炭素宣言」をする。既に国内329自治体が宣言をし、県内でも鯖江市に続いて7番目の宣言となる。  
国は宣言をした自治体への支援優先を打ち出し、全国100か所をランキング付けして競争を促すとの事。新幹線駅前も「脱炭素のまち」をめざす。

この様な中、5月24日、市長の諮問機関である本年度第1回「環境審議会」が開催された。委員19人の中に、今回は新たに5人の委員からなる「脱炭素専門部会」を創設した。

### 1. 環境審議議会について

Q1: 「脱炭素検討専門部会」の構成と設置目的、役割について問う。

A: 構成は民間1人、商工会議所2人、市職員2人。2050年ゼロカーボンシティ実現に向け、家庭や事業所等からの温室ガスの排出抑制や、「新幹線駅周辺でのスマートシティ形成を見据えた」再生可能エネルギーの利用促進などを審議し目標・促進・推進区域など設定したい。

Q2: 「脱炭素専門部会」は非公開となっている。その理由は？

A: 法人等の技術ノウハウ等の秘密に関する情報や生産及び営業活動上の秘密見関する情報を取り扱うことが見込まれる為、市情報公開条例第10条に定める不開示情報に該当するため、一部非公開にする。

**コメント** 非公開 → 一部非公開へ

初めは一部ではなく全面非公開だった。市の審議会で秘密事項まで踏み込んで審議されるとは思わないが、市民からの意見や私の一質問で一先ず「部分非公開」となったことは成果。越前市をどのような「脱炭素のまち」にするのかその議論を注視したい。

Q3: 1回目の環境審議会に「越前市版スマートシティ&フォレストシティ」の記載も説明もないのはおかしい。

新幹線駅周辺を脱炭素のまちにするのであれば、「環境基本計画」にも計画に位置付け、委員にもしっかりした説明をすべきである。

A: 新幹線駅周辺を先端技術の導入など市の未来を創造する「越前市版スマートシティ」の形成をしていこうとするもの。

環境エネルギー領域での事業創出により、持続可能な経済と環境の両立をめざし脱炭素イノベーションの可能性を検討し、モノづくりと先端テクノロジーをかけた分野でのオープンイノベーションを推進する。との整合性を図るため環境審議会に脱炭素部会を設置して具体的な施策を検討し改訂版に反映していく。官民連携プロジェクト推進室を同部内の事務局員として位置づけ連携を図る。次回審議会でも「越前市版スマートシティ&フォレストシティについて」説明する。

**コメント** 結局、「次回の会議で説明する」とのこと。1回目の会議資料に記載も説明もなかった理由について答弁はなかった。先行きが思いやられる。

### 2. プラスチックゴミの削減について

Q1: 新焼却炉完成後のプラごみの分別状況と今後の対策は？

A: 本年1月からの分別一部変更で、収集量は前年の同時期に比較して、重量比で燃やせるごみが約4%増加し、プラスティック容器包装が約20%減少。

**コメント** 時代に逆行

「プラスチックごみ減少」ということは、即ち、懸念した通り、プラごみを燃やせるごみに入れるようになったということ。これまで何度も繰り返し発言しているが今のうちにしっかりした対策を取らないと取り返しがつかなくなる。

Q2: 「ペットボトル削減・マイボトル持参」の地域への普及啓発の進捗は？

A: 普及啓発は出前講座や市HPで。今後はマイボトル・マイバック利用促進ポスターを公民館等の市の施設に掲示するとともに自治振興会等の各種団体に会議時のペットボトル飲料補配布を控えるよう依頼する。

**コメント** 残念ながら、まだこの春、複数の市民活動団体の総会や市の新人研修にペットボトルが配られていた。庁内での削減も未だ徹底されない様では、壮大な「脱炭素」の取り組みなどは到底不可能。

### 3. 庁内における今年度のSDGs職員研修計画は

Q1: 先の3月議会で、SDGsの推進に向け全職員への研修の実施を求めたが、今年度の研修計画は？

A: 各種職員研修に合わせて行ない、職員へのSDGsへの知識・理解を深めていく。

**コメント** 以前の政権は、環境政策や男女共同政策を推進するに当たっては、専門家を招へいして全庁的に複数回の研修会を開催した。それらに比し、対応が弱い。本気度が疑われる。

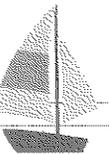
Q2: 庁舎の太陽光発電について充実を求める

残念なことに、庁舎前広場の街灯1本分の太陽光発電を設置しているのみ。充実を求める。

A: 今後、促進する。

### 【編集後記】

・市長が自信を示している新幹線周辺100haの「越前市版スマートシティ&フォレストシティ」構想。先端産業の誘致と脱炭素社会の形成。時代に叶った政策であると期待する一方で第1回目の環境審議会において「脱炭素部会」まで作りながらその件について一言も触れていないことに、私は一末の不安を感じる。  
・未だ終息の兆しも見えず、先の見通しも立たないコロナ。コロナによって見えてきたこれまでの課題やシステム。戦後私たちの暮らしは豊かになり、デジタル化・グローバル化により世界は小さくなった。その中で毎年繰り返される悲惨な自然災害。本当に私たちの暮らしは豊かになったのか。経済成長による環境の悪化。それでもまだ旧態依然とした経済成長主義で突き進む政策。残任期間1年、私は人と環境を大切にすまを旨とし活動したい。





# 大久保恵子 9月議会報告

今年も早 10 月、菊花薫る季節になりました。  
皆さまお元気でお過ごしでしょうか。  
9 月議会報告をお届けいたします。



2021 年 10 月 3 日発行  
〒915-0802 越前市北府 3-3-18  
TEL : 090-7588-5355  
Ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

2021 年 9 月議会は 8 月 30 日(月)から 9 月 21 日(火)までの 23 日間の日程で開催され、補正予算 3 件、決算認定案 7 件、条例案 3 件(制定 1、改正 2)、一般議案 3 件の計 16 件が上程され、最終日にすべて原案通り可決しました。一般質問には 16 人の議員が登壇した。

今議会は、市職員 4 人の感染により、議員全員が急遽 9 月 5 日(日) PCR 検査を受け、一般質問 2 日目の 9 月 6 日(月)は休会になった。結果は全員陰性で 7 日から無事再開した。

## ■ 9 月補正予算の概要 ■

会計別	補正前	補正額	補正後
一般会計	35,319,913	821,073	36,140,986
特別会計	17,247,347	—	17,247,347
企業会計	8,507,101	—	8,507,101
合計	61,074,361	821,073	61,812,934

## 【2. 歳出予算の主な内訳】 (単位：千円)

< まちづくりの 5 本の柱 >	補正額	補正後
● 元気な産業づくり		
・新型コロナウイルス対策事業 (越前市割クーポン発行事業)	26,000	150,633
● 元気な人づくり		
・子育て一次支援事業	2,686	62,539
・小学校、幼稚園移設営繕事業	69,450	328,004
● 快適で住みよいまちづくり		
・住宅支援事業	52,000	197,881
● 安全で安心なまちづくり		
・地域防災対策事業	904	13,705
● その他		
・財政調整基金	500,000	500,666
・広域電算事業	2,134	240,260

## 【基金積み立て】 (単位：千円)

	R2 年度末 現在高		R3 年度 積立額		R3 年度 取崩額		R3 年度末 現在高見込み
			6 月補正後	9 月補正	6 月補正後	9 月補正	
財政調整基金	2,550,191	666	500,000	1,320,000	0	1,730,857	

## 一般質問

### 障がい者の移動支援について

当事者の 4 割が移動支援を知らない。正確な情報の発信強化を

越前市の障がい者(障害者手帳所有者)は 5,743 人。そのうち移動支援の利用者は 8 人。いくらなんでもこの数は少なすぎると思う。情報発信が弱いのか? 正確な情報が伝わっていないのではないのか? 移動支援の正確な情報の発信強化を求める。

Q1: 障がい者が外出する際に利用できる公的サービスは?

A: 移動支援事業、外出支援サービス、タクシー料金助成や有料道路の通行料の割引(図 1 参照)

Q2: 「移動支援事業」を利用する際の「必要不可欠な外出」および「余暇活動・社会参加」とは具体的にどのようなものを指すのか?

A: 「必要不可欠」な外出とは、主に官公庁や病院へ行く場合を想定。「余暇活動・社会参加」とは、図書館や映画館、観光施設、文化施設、体育館へ等を想定。

Q3: 昨年度の移動支援の支援対象者数と実績は?

A: 対象者数は、障害者手帳などの所有者及び自立支援医療の支給認定者。5743 人。移動支援利用者 8 人、延べ 52 回。支出額 115 万 4118 円。

【図 1: 障害者外出支援事業】

	< 支援内容 >	< 利用料金 >	< 備考 >
<b>移動支援</b> * 申請窓口: 社会福祉課	・ 社会生活上必要不可欠な外出 ・ 余暇活動等社会参加のための外出 * 原則 1 日の範囲内 * 通年かつ長期にわたる病院や福祉事業所等への利用は不可	・ 市民税課税世帯: 利用料の 1 割 ・ 非課税世帯: 負担なし * タクシー・電車等利用の場合: 実費負担 * 回数・利用料金とも上限なし	付添人が外出を支援するサービス
<b>外出支援サービス</b> * 申請窓口: 社会福祉課	・ 自宅と障がい者在宅福祉サービス事業所・医療機関・公的機関への送迎 (車いすで一般の交通機関の使用が困難な在宅の人) ・ 第 3 級以上の障害 (* 肢体不自由に関する等級)	・ 市内: 600 円 ・ 丹南地区: 900 円 ・ 丹南地区以外(県内): 1,200 円 * 利用限度回数は世帯の所得により異なる(市民税課税状況)	付添人が付かない移動サービス * 事業者 あいぜん ヤマトタクシー 介護タクシーももラル・介護タクシー
<b>タクシー料金助成</b> <b>有料道路通行料割引</b> * 申請窓口: 社会福祉課	・ 重度の心身障がい者等のタクシー利用や有料道路通行際の料金一部助成や割引 * 1 枚 500 円のチケット × 30 枚(年間)		

【移動支援事業利用料金】

所要時間	(単位：千円)	
	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
20 分以上 45 分未満	2,300 円	800 円
45 分以上 1 時間 15 分未満	4,000 円	1,500 円
1 時間 15 分以上 1 時間 45 分以内	5,800 円	2,250 円
以降 30 分ごとに	820 円を加算	750 円を加算

\* 利用者負担:  
市民税課税世帯 10%  
市民税非課税世帯: 0 円  
\* タクシー代や電車代などの実費は利用者負担

Q4: 5743 人中 8 人の利用では、あまりにも少なすぎる。情報発信が弱いのでは?

A: 障がい者手帳交付時にサービス内容をまとめた「障害者福祉・社会参加のしおり」を渡し周知を図っている。しかし昨年度、障害者計画策定の際に行ったアンケート結果では「外出の際のヘルパー制度について知らない」との回答が 43.1% で、4 割以上が制度自体を知らないことが判明。現在、計画相談員等を通じて周知を図っている。不明な点は何なりと社会福祉課に相談して欲しい。

Q5: 65 歳以上の人は介護保険の対象となり、移動支援は受けられないのか?

A: 原則 65 歳以上は介護保険の対象であるが、介護保険サービスに移動支援はないので、65 歳以上であっても障害がある人は移動支援が受けられる。

Q6: 「家族と同居の場合は移動支援の対象にはならない」と思っている人がいるが?

A: 家族と同居でも移動支援は受けられる。まずは社会福祉課へお問い合わせを。

Q7: 本年度の移動支援事業の予算額は?

A: 268 万円。

**コメント** 「自由な移動の保証」は憲法にも定義づけられ、日本も批准している「障害者権利条約」にも明記されている。必要不可欠な外出は勿論、障害を持つ人も「どんだまちに出来る越前市」でありたい。的確な情報を発信すれば今年度予算でも不足すると思う。私を含め何時障害を持つ身になるか分からない。窓口も他人事ではなく自分が当事者になったらということをイメージした対応を。



政治は  
暮らしです。  
政治は  
まちづくりです。

大久保恵子は「人(人権)と環境」を大切に、心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざし活動します。

## 越前市のコロナ対応について

今議会の一般質問では、多くの議員が市のコロナ対応について質した。私もコロナ禍のイベント対応や貧困対策、子ども達への対応など質問。併せて市長自らの情報発信を求めた。

**Q1: コロナ禍の中で、様々な市主催のイベントの開催が予定されている。市はオリンピックのパレードや菊人形などについては感染対策を取った上で、あくまで開催ありきの方向。イベント開催の判断基準は?**

A: 国から発出されている業種別ガイドラインや、国の方針に準じた県のイベント制限に基づき、市内の感染状況を勘案して各担当課や実行委員会などの主体が開催基準を定め可否を決定している。

\* 9月26日予定しているオリンピックパレードについては9月13日厚生委員会が教育長に延期を求める要望書を提出。結果、市は延期を決定。

**Q2: 緊急小口資金や総合支援資金制度など、国の生活困窮支援制度の周知と市の福祉総合相談窓口の周知強化を。**

A: 特定貸し付けなどの個別事業の情報提供もしっかりした上で、まずは市の福祉総合相談窓口の存在を周知することで、潜在化した家族の諸課題について早期に把握し必要な支援につなげていく。

**Q3: 教育委員会に対し子どもの差別への配慮、特に外国人児童・生徒への配慮を求める。**

A: 日頃から自分の良さや個性を生かすとともに、他者の良さを認め受け入れる教育を行っている。コロナ感染についても、児童生徒一人一人が自分の事として捉え、今、何をすべきか考え学校全体として前向きな活動を行うことを共通理解している。

**コメント** 村田のクラスターや市職員の感染について、多くの市民が不安に思っている。しっかり対応していれば良いだけではなく、市長自らが現状や対応について市民に説明する事で、市民の不安も和らぐものと考え。市長は自らが顔の見える形で市民に発信を。それも市長の仕事・役割だと考える。イベントの開催については、デルタ株の拡大により若年層や子ども達への感染が心配されている中、経済や賑わいも大切であるが、まずは健康、いのちを第一に考え、不要不急の事業については見直すべき。外国人が6.3%を占める越前市において、日頃培ってきた多文化共生政策が後退しないよう、特に子ども達への配慮が重要。

### 【総務委員会】県内自治体初のオンライン委員会開催

去る9月15日に開催された総務委員会に、病氣療養中の委員が、オンラインで出席

「議会活性化特別委員会」で「越前市議会基本条例」の見直しの中でオンラインによる委員会開催を検討。6月議会で条例を改正し、今回、総務委員会で初のオンライン委員会を開催。今後、病氣や災害や子育てなどで会場に来られない場合、オンラインによる出席が可能になった。

## デジタル庁創設に伴う越前市の対応について

9月1日に国はデジタル庁を創設。目的は、各省庁に散らばっているIT関連業務の非効率化の改善と国全体のデジタル化の主導。国は昨年末には全国の自治体に対し「自治体DX推進計画」を示し、今年5月には「R3事業実施計画」、そして7月7日には推進のための「手順書概要」を示した。対象期間は2021年1月～2026年3月までの5年間。越前市もそれに基づき今後市内のデジタル化と地域のデジタル化を進める事となる。

**Q1: まず、市内デジタル化に向け、全庁横断的な推進体制と外部人材の活用について聞く。**

A: 総務部情報政策課に担当理事を配置し、国のデジタル化に対し計画的かつ着実に推進する。実戦経験や専門的知識のある外部専門家に本市のアドバイザーとして助言を求めながら進める。

**Q2: 国は地域のデジタル対応に向けて高齢者向け講習会、支援体制の充実、周知広報等、地域のサポート体制の充実を求めている。市の今後の対応は。**

A: デジタル格差の解消に向け丹南CATVと連携して、総務省の助成事業を活用し9月下旬から講習会を開催し、高齢者を対象に市内各公民館でスマートフォンを持ち寄り講習会を実施。来年度も引き続き実施予定。また、地域の課題をテクノロジーで解決する団体も出てきている。このような市民団体に期待しており、しっかりサポートしていきたい。

**コメント** 市内の推進体制構築と合わせ、国の基本方針である「誰一人取り残さない優しいデジタル社会」に向けた格差解消が大きな課題。コロナワクチン接種のデジタル予約で苦慮したり、市への各種申請や手続き、コロナ禍における支援金の申請などもオンラインを上手に活用している人の一方で不利益を被っている「デジタル弱者」の存在も事実。因みに内閣府世論調査では、60歳以上の高齢者4362万人中、スマートフォンなどを利用できない人は60%。高齢者の「デジタル格差」の解消への対応が急がれる。そのためにはNPOの協力体制の構築も急がれる。

### 産業経済委員会予算質疑報告 (9月13日・月)

- ◆ 商工費 新型コロナウイルス対策事業: 2600万円 (えちぜんし割クーポン発行事業委託料)
- ◆ 事業内容: 県の「ふく割」に、越前市が単独予算2000万円を上乗せ(2000円で500円の割引・500円×40,000枚)

コロナで疲弊した経済を回しにぎわい創出を図りたい事は分かるが、不急の外出自粛と矛盾している。飲食や宿泊を伴わない支援の在り方を求める。

## ヤングケアラー支援について

早急にヤングケアラーの実態調査と支援体制の構築を

最近「ヤングケアラー」という言葉を耳にするようになった。「ヤングケアラー」とは、本来大人が担う家事や家族の世話などを行っている18歳以下の子どものこと。

国の初の全国調査によると中学生5.7% (約17人に1人) 高校生4.1% (24人に1人) という状況。

**Q1: 国は自治体に対し、ヤングケアラーのいる家庭に、家事や子育てのサービス支援・悩み相談・地域に対する周知などの支援策を求めている。それらに対する市の対応は?**

A: 今後、市民福祉部と教育委員会の連携により取り組んでいく。個別のヤングケアラーに対しては子ども子育て総合相談室が調整機関を担う要保護児童対策地域協議会が中心となって支援していく。

**コメント** 越前市が現在把握しているヤングケアラーの数は6人。そんな少ないはずはない。市は11月に再調査するとの事。ヤングケアラーをつくる大きな原因は家庭の貧困。それがネグレクトや虐待、ヤングケアラーに繋がる。昨年12月議会で「学校給食の無償化」を提言した折、小学生のうち就学支援家庭がR円で10.6% (4146人中441人) と知り驚いた。今後コロナの影響や貧困でこの数字は増えると考え。まずは実態を把握し、市長も教育長も今のうちにこの問題解決に力を注ぎ、子ども達が辛く悲惨な思いをすることが無いよう早急な対応を講じる必要がある。

### 決算委員会日程

- ・教育厚生委員会: 9月27日(月)・28日(火)
- ・産業経済委員会: 10月4日(月)・5日(火)
- ・総務委員会: 10月6日(水)・7日(木)
- ・全体会: 11月8日(月)

毎年9月議会で決算委員会を設置、それぞれの常任委員会ごとに前年度(R2年度)の決算審査に当たる。12月議会で承認の予定。

\* 私は産業建設常任委員会委員 \*

### 【編集後記】

・地球規模の環境問題は今や避けて通ることができなくなり、「経済か環境か」の二者択一の時代は終わり「経済も環境も」が国際的潮流になってきた。私は「人と環境を大切に作る心豊かなまち」を目指し活動して来たが、子ども・高齢者・女性・障害者・そして外国人の人権が守られる政策、そして環境を大切に作る政策で産業を起し持続可能なまちづくりをする時代になった。  
・コロナ禍にあって、委員会視察はすべてオンラインになり、他の委員会の視察も「同行」可能になった。公共交通対策特別委員会の「熊本県玉名市の新幹線駅前開発」、そして総務委員会の「日本銀行富山事務所との新幹線開業が富山県経済に与えた影響」を傍聴した。



# 大久保恵子12月議会報告

2021 12月議会報告

政治は暮らしです。政治はまちづくりです。

大久保恵子は、2022年も「人と環境」を大切に  
心豊かな落ち着いた潤いのある越前市をめざし活動します。



## 新年のごあいさつ

新年、明けましておめでとうございます。  
皆さまのご多幸お祈り申し上げます。

今年もどうぞよろしくお祈り申し上げます  
大久保恵子

※議員が選挙区に年賀状を出すことは、公職選挙法違反になりますので、この機関紙をもって新年のご挨拶とさせていただきます。

2021年12月議会は山田新市長の元、11月26日(金)から12月17日(金)までの22日間の日程で開催され、予算案7件(補正)、条例案1件(改正)、一般議案1件が提出された。12月議会は6会派代表質問があり、一般質問は12人。

なお、最終日12月17日には国の「子育て世帯臨時特別給付金」13億円と「えちぜんし割クーポン」発行2千万円が追加計上され、これらを含むすべての案件を可決し閉会した。

## 12月補正予算の概要

会計別	補正前		補正額		補正後		伸び率(%) ②/①
	①	②	③	④	⑤	⑥	
一般会計	36,140,986	3,310,073	39,451,059				9.2
特別会計	17,247,347	221,617	17,468,964				1.3
企業会計	8,507,101	116,915	8,624,016				1.4
合計	61,895,434	3,648,605	65,544,039				5.9

## 一般質問

### I 情報公開制度の見直しについて

山田市政スタートに当たり、その最初の議会で、市政運営の根幹をなす情報公開制度について再度質問した。

#### 1. 情報公開条例規則 第5条2項を条例に明記を

Q: 2016年に起きた議会議事録削除事件を審査する過程で、審査会の資料提出に従わなかった部署(議会)があったことに危機感を持った審査会の建議によって、市は、2018年9月1日に「情報公開条例規則」に第5条2項に「諮問した実施期間は審査会から公文書の提出の求めがあった場合はこれを拒むことができない」という文言を追記した。しかしこの条文は他の自治体では規則ではなく条例に明記。越前市も条例に明記することを求める。見解を。

## 主要事業

- ・新型コロナワクチン3回目接種事業 187,600千円
- ・子育て世帯臨時特別給付金 1,307,000千円
- ・えちぜんし割クーポン発効の追加 20,000千円
- ・【新】福武線車両検査・修繕費等補助金 8,610千円
- ・【新】新公立認定こども園整備事業 455,000千円
- ・ふるさと納税推進事業 100,840千円
- ・ふるさと納税が5億円から7億円に増加が見込まれることから、返礼品(寄付額の30%相当)の経費等を追加
- ・【新】北陸新幹線開業機運醸成事業 7,000千円
- ・【新】越前たけふ駅2次交通需要調査費 8,600千円
- ・財政調整基金(積立) 735,947千円
- ・市政情報調査事業 500千円

A: 現在の規則による規定でも法的な効果は十分発揮できる。

**コメント** 現状の「規則」で機能するが、他の後発の自治体がそうであるように、越前市も条例への明記を求める。何も躊躇する様な事ではない。

### 2. 審査会制度を見直し強化を

情報公開審査を請求する過程で下記のような問題が見えてきた。下記を含み審査会制度の見直しを検討することを求める。

1) 審査会委員に公募枠を

Q: 審査会の委員は現在市長が委嘱した5人の委員で構成されているが、公募枠を設けてはどうか。

A: 本市は、審査会委員は、地方自治に関し学識経験者を選任しており、公募は考えていない。

2) 審査会委員の議会承認を

Q: 現在5人の委員は、市長の一人で委嘱しているが、透明性確保のため、議会の承認を得て市長が委嘱するようにしてはどうか。

A: 委員の選任は弁護士や税理士、司法書士、土地家屋調査士という有識者の団体から推薦を受け適任者を選任している(のでその必要はない)。

3) 審査会を原則公開に

Q: 審査会は原則公開にすべき

A: 原則公開にしているが、諮問に応じて行う審査会は重要な個人情報や不開示となる可能性がある公文書が審査対象になる事があるため公開できない。

4) 審査会の議論の内容が分かる議事録作成を

Q: 審査会の議論の内容を知りたく、公開を求めたが、開示されたものは項目のみであった。内容が分かる議事録の作成の義務付けを求める。

A: 個人情報扱うことやその後の審議に支障を生じる恐れがあることから、調査審議の手続きは非公開とされている為、議論の内容に係る議事録は公開していない。

**コメント** 質問趣旨は、「策定から22年が経過した情報公開条例について『今回提起した4点を含み』審査会制度の見直しを」とい

う質問であったが、担当課との行き違いで、一点ずつの回答になった。  
越前市の情報公開条例は、県内初の条例で、制定後22年が経過し、後発の自治体の条例に比して古くなっている個所が見受けられる。新市長の元、他市に誇れる条例に向けての見直しを期待する。

### 3. 情報公開室の名称復活とその充実を

Q: 「情報公開室」の名称が消えてしまって久しい。2016年～2020年までは情報公開と全く趣旨の違う「情報サービス室」現在の名称は「市政情報室」。市民に対して分かり易い「情報公開室」の復活を求める。

A: 情報公開や個人情報保護の業務は既に広く定着しているので変更の予定はない。今後、市政情報室が情報公開事務を担当している事の周知に努めるとともに窓口への掲示などは分かり易くする工夫をする。

### 4. 情報公開の職員研修を

Q: 開かれた市政運営のため情報公開の職員研修を求める。

A: 学び直しのため、研修会を実施する  
新採用時に職員全員に受講させているが、情報公開についての学び直しが必要であると考えているので、今後研修の方法や対象者などを具体的に検討し実施していく。

**コメント** 今後の開かれた市政運営に大いに期待したい。

### 5. 市長の「開かれた市政=情報公開について=」の思いを

A: 開かれた市政を展開していくには、「政策決定過程委の見える化」に努める必要があると感じている。そのために有識者を招いて行う会議など、市民の皆さんにも公開するよう心掛ける。ラジオやケーブルTV、SNSを積極的に活用していく。

**コメント** 市民への情報公開は開かれた市政のための基本。この答弁で市長は市民に対し「政策決定過程の見える化」を約束した。それを情報公開条例にどう落とし込むかが今後の課題であると考えている。

## II 市民協働課の組織充実

市は一昨年、それまでの「市民自治推進課」を「市民協働課」と名称変更し、同時に課内室として「ダイバシティ推進室」を創設し、多文化共生、男女共同参画、性の多様性、人権など多くの政策を担わせている。

重要な政策を担う部署にも拘らず実質2人の職員（うち一人は再任用）。本気度を疑う。職員の充実を求める。

### 1. 「男女共同参画推進室」の再興と人的配置の充実を

Q: ダイバシティ室の創設に伴い、「男女共同参画推進室」を廃止した。これにより市の男女共同参画政策の埋没感は否めない。室の復活と職員の充実を。

A: 男女共同参画は広く市民に定着した。職員配置については、適材適所を進め施策の推進を図る。

コメント 言葉は確かに定着したが、課題はまだ。男女共同参画政策推進のための司令塔として室の充実を。

### 2. ダイバシティ室の充実

Q: 市は一昨年、ようやく多文化共生プランを策定し、担当課としてダイバシティ室を創設したが、その中身は前述のように多くの業務を抱えながら、実質職員二人で回している。越前市にとって重要な部署。名実ともに充実を求める。

A: 職員配置は、適材適所を進める。

コメント 増え続ける外国人の多文化共生政策の推進には根本的に職員不足。適材適所以前の問題。

### 3. 外国人児童生徒の日本語支援

Q: 年々増え続ける外国人市民。その子どもたちの日本語支援は重要な政策。日本語の初期指導を一定の期間一定の場所でプレクラスとして支援することを10年来提言している。それについて、ようやく1昨年夏「市多文化共生推進事業研究会」を立上げ、昨年度中に方向性を示すとしたが、まだその結果を聞いていない。いつどのような検討をし、結果はどうなったのか。

A: 言語の初期指導は居住区の学校に通学し、配置された日本語指導員による個別指導がより教育効果があると考えている。

コメント 今回の答弁では、誰がどのような検討して出した結論なのか分からない（現在教育委員会に照会中。解答はまだ）。児童生徒や現場の先生にとってもプレクラスでの初期指導の方が負担が少ないと考える。再度真剣な検討を求める。単に外国人児童生徒のみの課題に留まらず学校全体の、そして地域の問題。真剣な対応を。

### 4. 外国人地域ミーティングの現状と今後

Q: 一昨年策定した多文化共生プラン策定時には外国人との意見交換の場を持った。その後、プランにも定期的な地域ミーティングの開催が明記されているが開催状況は？

A: R2年村田製作所で開催しブラジル人16人が参加。コロナ禍で今年度は実施していない。今後は市長も出向き生の声を聞き施策に反映させていきたい。

コメント コロナ禍であるからこその課題や問題もある。実施方法を考える開催継続を望む。また企業内での開催ではなく地域での開催を。残念ながら共生社会を目指す市としての本気度が窺えない。

### 5. 男女共同参画センターの位置づけ

Q: 男女共同参画センターは市の設置管理条例を持つ市の施設である。（管理・運営は男女平等協会えちぜんへ委託。）一昨年平和堂3階への市民センター設置に伴い、他の市民団体と同様に使用料を払うようになった。市の施設がどうして市に使用料を払うのか疑問。

A: 男女平等協会えちぜんからも、ほかの入居団体と同様の使用料を頂くことで、公平性が保たれている。

コメント 公平性の問題ではない。市の施設がなぜ市に使用料を支払うのか疑問。

### 6. 国際交流協会会長を民間人に

Q: 市は、ようやく昨年から民間団体の国際交流協会との本格的連携を模索し始めたが、時を同じくして協会の会長に市長が就任した。私は民間団体の会長に市長が就任することに違和感を持つ。再考を。

A: 組織や役員人事については協会が検討されるべきと考える。

コメント 協会の問題ではない。市の「行政と市民との協働の姿勢・考え方」の問題である。会長は民間人に戻すべき。

## III 脱炭素政策推進にまず職員研修を

Q: 市はこの8月脱炭素宣言をし、新年度には「環境基本計画」も改定される。国の目標に合わせてH30年度までにH8年を基本として29%削減する目標も掲げた。目的達成のためには企業・市民の強力な協力が必要。そのためには、それを指導する市の職員がまず脱炭素社会について理解することが重要。早急に全職員に対し職員研修を。

A: 環境基本計画の内容を全職員が理解する必要がある。行政管理課と連携し職員研修を実施。マイボトル利用促進、コピー用紙削減・リサイクル、ごみ分別徹底など、市業務の中で取り組むべき行動をまとめ全職員の環境意識向上と省エネ・環境配慮行動の徹底を図る。

コメント 上記の研修は当然のことながら、一度の研修ではなく「なぜ今脱炭素社会を目指さなくてはいけないのか」根本的なところからの研修を求める。

## 山田新市政トピックス

### ■ 3つのプロジェクトチーム発足

(11月15日付)

新市長就任早々、新幹線開業に向けて、庁内に若手職員を集め下記の3つのプロジェクトが誕生！4月の本格始動に期待します。

#### 1. 地域ブランディングプロジェクトチーム

越前市の歴史・文化・伝統工芸・食などの宝をどのように選び出し、どのように磨き上げ、どのように日本中、世界中の人に伝えていくのか。越前市を地域ブランドとして確立するための戦略チーム。

#### 2. 誘客促進プロジェクトチーム

越前たけふ駅開業に向けて、降りてもらうために何をすべきか、その戦略を考えるチーム。

#### 3. 新駅周辺整備プロジェクトチーム

開業効果が市全体に波及していくように「R武生駅周辺を中心市街など全体と関連づけ考えて行く部局横断体制で着実かつ早急に準備するチーム。

### ■ 越前市「文化県市宣言」

市長は、越前市を「文化県都」宣言をすることで越前市の文化と歴史を全国・世界にアピールするとした。

国連教育科学文化機関が優れた文化芸術と産業経済の創造性に富んだ都市を認定する「ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟も目指す。」とのこと。

### ■ 「12月議会市長提案理由説明」より

12月議会の初日の提案理由説明冒頭で市長は「市役所の仕事の進め方についても・・・市役所内の雰囲気オープンで自由闊達な議論が交わされる明るい市役所にしたい、職員の新しいことに挑戦する気持ちを大切にしたい・・・。そのことが結果として市の発展、市民の幸せにつながっていくことになると考えています」と述べた。

「市役所が元気でなければまちは元気になりません」職員が伸び伸び仕事ができる環境になる事を期待する。

### 【編集後記】

◇越前市は昨年11月の新市長誕生で何となく市役所は活気づいてきたように感じる。「市役所が明るくないと（活気がないと）まちは元気にならない」というのが私の従来からの持論。これから本番！大いに期待して見ていきたい。◇今回の私の一般質問は、前政権時代から積み残

しにしていた市の根幹にかかわる諸課題について再度、新市長に期待を持って質問した。

◇産業や経済政策は重要であるが、併せて人権（福祉や多文化共生等）政策充実も望む。「弱い立場の人が住みやすいまちは、みんなが住みやすいまち」。まずは本格始動の新年度予算や人事に大いに期待する。